

情報通信技術を活用した税務行政の推進に関する要綱

(平成17. 10. 14川財税第683号財政局長専決)

最近改正 令和2. 6. 1川財税第277号

(趣旨)

1 この要綱は、情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）若しくは川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年川崎市条例第4号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の規定に基づき又は準じて、市税に係る行政手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合において、必要な事項を定めるものとする。

(申請等の指定)

2 情報通信技術活用法第6条第1項若しくは情報通信技術活用条例第3条第1項の規定に基づき又は準じて、電子情報処理組織を使用して行わせることができる市税に係る申請等は、別表1に掲げる申請等とする。

(処分通知等の指定)

3 情報通信技術活用法第7条第1項若しくは情報通信技術活用条例第4条第1項の規定に基づき又は準じて、電子情報処理組織を使用して行うことができる市税に係る処分通知等は、別表2に掲げるもの及び特定書面等地方税関係通知（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「地方税法」という。）第747条の4第1項に規定する特定書面等地方税関係通知をいう。以下同じ。）とする。

(申請等又は処分通知等の方法)

4 前二項の申請等又は処分通知等は、地方税共同機構（地方税法第9章に規定する地方税共同機構をいう。以下同じ。）が設置し管理をするシステム（地方税法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を構成する電子計算機を用いて行うものとする。

(申請等に係る事前届出)

5 電子情報処理組織を使用して申請等を行おうとする者は、前項のシステムを用いて、次に掲げる事項をあらかじめ市長に届け出なければならない。

ア 氏名（法人については、名称）及び住所又は居所

イ 対象とする手続の範囲

ウ その他参考となるべき事項

(2) 前号の届出にあっては、当該届出に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて、送信することにより行うこととする。ただし、第6項第1号に規定する申請等を行うに際し、同号ただし書きにより当該申請等を行おうとする者については、電子署名及び電子証明書は省略することができる。

(3) 市長は、第1号の届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、識別符号（システム利用者を特定するためシステム利用者に付与する符号をいう。）及び暗証符号（システム利用者を特定する際のセキュリティの確保を目的としてシステム利用者に付与する符号をいう。）（以下「識別符号等」という。）を通知し、第1号の申請等に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。

(4) 前号の識別符号等及び入出力用プログラムは、地方税共同機構の標準仕様に基づくものとする。

(5) 第3号の規定にかかわらず、第1号の届出をした者が本市以外の都道府県又は市区町村から識別符号等の通知を受けている場合は、識別符号等を通知しないものとする。

(6) 第1号の届出をした者は、同号の届出事項に変更が生じることとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出るものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

6 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、前項第3号の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該申請等につき規定した法令等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項並びに同号の規定により通知された識別符号等を入力して、当該申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、当該申請等を行わなければならない。ただし、申請等を行おうとする者が、税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者が電子情報処理組織を使用して当該申請等を行う場合において、当該税務書類の作成を委嘱した者に係る識別符号等を入力して申請等を行う場合に当該委嘱した者に係る電子署名及び電子証明書は省略することができる。

(2) 前号の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等（以下「添

付書面等」という。)を提出しなければならない。ただし、市長が当該添付書面等に記載されている事項又は記載すべき事項を併せて入力して送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えると認める場合は、この限りでない。

(電子情報処理組織による処分通知等)

- 7 市長が電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合は、当該処分通知等の対象者の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた本市の使用に係る電子計算機から、当該処分通知等につき規定した法令等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を入力した上で、特定書面等地方税関係通知については、当該処分通知等の情報を送信することにより、また、別表2に掲げる処分通知等については、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、当該処分通知等を行うものとする。

(申請等及び処分通知等に係る到達に関する取扱)

- 8 この要綱に規定する電子情報処理組織による申請等及び処分通知等に係る到達に関する取扱は、地方税法その他の法令等に特段の定めがある場合を除き、情報通信技術活用条例に定めるところによる。

(手続の細目)

- 9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成18年1月16日から施行する。

附 則 一部改正 (平成18年8月2日川財税第496号)

この要綱は、平成18年7月24日から施行する。

附 則 一部改正 (平成18年12月6日川財税第925号)

(施行期日)

この要綱は、平成18年7月24日から施行する。

附 則 一部改正 (平成19年3月14日川財税第1231号)

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則 一部改正 (平成20年3月24日川財税第1207号)

(施行期日)

この要綱は、平成20年3月24日から施行する。

附 則 一部改正 (平成23年10月24日川財税第904号) 抄

(施行期日)

- 1 この要綱は、川崎市市税事務所条例 (平成23年川崎市条例第17号) の施行の日から施行する。

附 則 一部改正 (平成28年11月15日川財税第686号)

(施行期日)

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 一部改正 (令和2年1月15日川財税第1620号)

この要綱は、通知の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 一部改正 (令和2年6月1日川財税第277号)

この要綱は、通知の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表 1 (第 2 項関係)

申 請 等	根 拠 条 文 等
退職所得に係る納入申告	地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第50条の5及び第328条の5第2項並びに川崎市市税条例施行規則（昭和25年川崎市規則第28号。以下「規則」という。）第2条
退職所得者の特別徴収票	法第50条の9及び第328条の14
給与支払報告	法第317条の6第1項及び第3項並びに規則第2条
公的年金等支払報告	法第317条の6第4項及び規則第2条
給与支払報告書等に係る異動届出	法第317条の6第2項、第321条の4第5項及び第321条の5第3項並びに規則第2条
法人等市民税申告	法第321条の13及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第25条の11
償却資産申告	法第383条
事業所税申告	法第701条の46及び第701条の47並びに条例第93条の12
事業所等新設・廃止申告	法第701条の52第1項及び条例第93条の13第1項
事業所用家屋の貸付申告	法第701条の52第2項及び条例第93条の13第2項
法人設立・設置届	条例第29条第4項及び規則第2条
異動届出	規則第2条
普通徴収から特別徴収への切替申請	
特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	
税務代理における書面の提出等	税理士法（昭和26年法律第237号）第30条並びに第33条の2第1項及び第2項

別表 2 (第 3 項関係)

処 分 通 知 等	根 拠 条 文 等
給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知(特別徴収義務者用)	法第321条の4第1項、第7項及び第8項